

議案第七十三号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
 右の議案を提出する。

平成二十三年十一月三十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）  
 の一部を次のように改正する。  
 第二条中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改める。  
 別表第一に次のように加える。

赤坂一丁目地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された赤坂一丁目地区地区計画（平成二十三年港区告示第二百七号）のうち、地区整備計画が定められた区域
六本木三丁目東地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された六本木三丁目東地区地区計画（平成二十三年港区告示第二百十六号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二に次のように加える。

赤坂一丁目地区 A地区	一 風営法第二十六条各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供する建築物 二 建築面積が五百平方メートル未満の建築物	十分の三十	十分の八	五千平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、地下鉄連絡広場に接続す
B地区	風営法第二十六条各号に掲げる店舗型			三千平方メートル	



赤坂一丁目地区地区計画及び六本木三丁目東地区地区計画の決定等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。